

第 9 回 渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成 1 6 年 6 月 3 0 日 (水) 午後 1 時 ~
場 所 渋川プリオパレス

渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橘村

第9回渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成16年6月30日(水) 午後1時～
場 所 渋川プリオパレス

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
 - 報告第21号 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の変更について・・・1
 - 報告第22号 平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会事業報告・・・3
 - 報告第23号 平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出決算・・・9
 - 報告第24号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告・・・17
 - 報告第25号 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告・・・25
 - 報告第26号 新市建設計画(案)報告・・・33
- 4 協議事項
 - 議案第52号 平成16年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出補正予算・・・35
- 5 その他
 - (1) 市町村合併住民説明会の結果報告・・・39
 - (2) 次回会議の協議項目について・・・39
 - (3) 次回会議日程について・・・39
 - (4) その他・・・39
- 6 閉 会

報告第21号

渋川地区市町村任意合併協議会委員等の変更について

このことについて、次のとおり報告する。

平成16年6月30日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

委員区分等	変更前氏名	変更後氏名	職(選出市町村名)
4号委員	高橋 新吉	中村 亮典	北橘村
参 与	伊藤 一秀	亀井 勝男	J A北群渋川

(平成16年6月1日付)

報告第 2 2 号

平成 1 5 年度渋川地区市町村任意合併協議会事業報告

このことについて、別紙のとおり報告し承認を求める。

平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

平成15年度渋川地区市町村任意合併協議会事業報告

1 任意合併協議会の開催

回数	開催日時等	協議項目等
第1回	平成15年10月5日 (渋川プラザ)	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議運営規程 ・ 平成15年度事業計画 ・ 平成15年度歳入歳出予算 ・ 新市建設計画の策定方針 ・ 合併協議項目 ・ 行政制度の調整方針 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会規約他10件
第2回	平成15年11月26日 (金島ふれあいセンター)	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の方式 ・ 合併の期日 ・ 新市の事務所の位置 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画策定業務委託契約の締結
第3回	平成15年12月25日 (渋川プラザ)	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の取扱い ・ 慣行の取扱い ・ 組織及び機構 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度例規調製業務委託契約の締結 ・ 住民意識調査実施要領
第4回	平成16年1月28日 (渋川プラザ)	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の取扱い ・ 一般職の職員の身分の取扱い ・ 特別職等の身分の取扱い ・ 使用料、手数料等の取扱い ・ 公共的団体等の取扱い ・ 補助金、交付金等の取扱い ・ 附属機関等の取扱い
第5回	平成16年2月24日 (市民会館小ホール)	協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の取扱い ・ 小委員会規程 ・ 町名・字名の取扱い ・ 条例・規則等の取扱い ・ 介護保険事業の取扱い ・ 消防団の取扱い ・ 納税関係の取扱い ・ 広報広聴の取扱い ・ 議会の議員の定数及び任期に係る協議方法について その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート中間報告

回数	開催日時等	協議項目等
第6回	平成16年3月30日 (市民会館小ホール)	協議事項 ・自治会・行政連絡機構の取扱い ・消防・防災関係の取扱い ・姉妹都市・国際交流等の取扱い ・電算システムの取扱い ・住民窓口業務の取扱い ・保健衛生事業の取扱い ・平成15年度補正予算 ・平成16年度事業計画 ・平成16年度歳入歳出予算 ・農業委員会の委員の定数及び任期に係る協議方法について 報告事項 ・議会の議員の定数等に関する小委員会報告 ・新市建設計画(新市将来構想)中間報告

2 小委員会の開催

(1) 議会の議員の定数等に関する小委員会

回数	開催日時	協議項目等
第1回	平成16年2月24日	・委員長、副委員長の選任
第2回	平成16年3月23日	・議会の議員の定数及び任期の取扱い

(2) 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会

回数	開催日時	協議項目等
第1回	平成16年3月30日	・委員長、副委員長の選任

3 「新市建設計画案」の策定について

年月日	内容
平成15年10月24日	新市建設計画プロポーザルを実施(7社)
平成15年11月18日	平成15年度新市建設計画策定業務委託契約締結
平成15年12月17日	6市町村タウンウォッチング実施
平成16年1月14日	建設計画掲載事業に係る首長ヒアリング実施
平成16年1月	住民意識調査実施(1/16~1/30)
平成16年3月30日	新市建設計画(新市将来構想)中間報告

4 事務事業「調整方針案」の策定

協議会下部組織の幹事会、専門部会、分科会において、調整方針案を策定し、協議会に提案した。

	延べ会議開催回数
幹事会	6回
専門部会	23回(8専門部会)
分科会	112回(27分科会)

5 協議会だよりの発行について

発行年月日	内 容
平成15年10月31日	協議会だより創刊号(第1回協議会内容について)
平成15年12月15日	協議会だより第2号(第2回協議会内容について)
平成16年1月15日	協議会だより第3号(第3回協議会内容について)
平成16年2月15日	協議会だより第4号(第4回協議会内容について)
平成16年3月15日	協議会だより第5号(第5回協議会内容について)
平成16年3月31日	協議会だより第6号(第6回協議会内容について)

6 ホームページの作成について

平成15年10月31日開設

会議資料、会議結果、会議録、市町村データを随時更新した。

7 その他調査研究

先進地視察

協議会の運営方法等について、利根沼田任意合併協議会事務局を視察

例規調製業務

協議会の決定方針に基づき、例規原案を作成するため、例規調製業務委託契約を締結(平成15年11月25日)。平成15年度は、例規の一覧表及び例規原案調書を作成した。

報告第 2 3 号

平成 1 5 年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出決算

このことについて、別紙決算書のとおり監査報告を付して報告し承認を求める。

歳 入 総 額	16,199,037 円
歳 出 総 額	14,043,604 円
歳入歳出差引残高	2,155,433 円

平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

平成15年度 渋川地区市町村任意合併協議会 歳入歳出決算書

(歳入)

款	項	目	予 算 現 額				収入済額	備 考		
			当初予算	補正予算	計	節				
						区 分			金額	
1	負担金		16,199,000	2,900,000	13,299,000			13,299,000		
	1	負担金	16,199,000	2,900,000	13,299,000			13,299,000		
		1	負担金	16,199,000	2,900,000	13,299,000			13,299,000	
						1	市町村負担金	13,299,000	13,299,000	渋川市 5,715,000 伊香保町 1,020,000 小野上村 822,000 子持村 1,916,000 赤城村 2,112,000 北橋村 1,714,000
2	諸収入		1,000	0	1,000			37		
	1	諸収入	1,000	0	1,000			37		
		1	諸収入	1,000	0	1,000		37		
						1	預金利子	1,000	37	預金利子 37
3	県支出金		0	2,900,000	2,900,000			2,900,000		
	1	県補助金	0	2,900,000	2,900,000			2,900,000		
		1	県補助金	0	2,900,000	2,900,000		2,900,000		
						1	県補助金	2,900,000	2,900,000	協議会支援補助金 2,900,000
	歳入合計		16,200,000	0	16,200,000			16,199,037		

(歳出)

款	項	目	予 算 現 額				支出済額	不用額	備 考			
			当初予算	補正・充用 流用 増減	計	節						
						区 分				金 額		
1	協議会費		4,863,000	443,000	5,306,000			4,012,219	1,293,781			
	1	協議会運営費	4,863,000	443,000	5,306,000			4,012,219	1,293,781			
		1	会議費	1,655,000	143,000	1,798,000			1,647,873	150,127		
						1	報酬	812,000	811,300	700	委員等報酬 予備費から充用	811,300 43,000
						9	旅費	12,000	0	12,000	1-1-1-11へ流用 1-1-1-14へ流用	60,000 8,000
						11	需用費	285,000	284,513	487	食糧費 1-1-1-9から流用	60,000
						12	役務費	100,000	79,560	20,440	通信運搬費 傷害保険料 1-1-2-19から流用	64,720 14,840 100,000
						13	委託料	431,000	315,000	116,000	会議録作成業務	
						14	使用料及 び賃借料	158,000	157,500	500	会場使用料 1-1-1-9から流用	8,000
		2	事務局費	3,208,000	300,000	3,508,000			2,364,346	1,143,654		
						4	共済費	34,000	0	34,000		
						7	賃金	792,000	416,000	376,000	臨時職員賃金	
						9	旅費	100,000	0	100,000		
						11	需用費	1,118,000	1,082,021	35,979	消耗品費 印刷製本費 予備費から充用	1,043,844 38,177 400,000
						12	役務費	1,000,000	767,800	232,200	通信運搬費 振込手数料	761,080 6,720
						18	備品購入 費	99,000	98,525	475	協議会長職印 デジタルカメラ	3,500 72,450

款	項	目	予 算 現 額				支出済額	不用額	備 考	
			当初予算	補正・充用 流用 増減	計	節				
						区 分				金 額
								MO 22,575		
								1-1-2-19から流用 79,000		
					19 負担金	365,000	0	365,000	1-1-1-12へ流用 100,000	
									1-1-2-18へ流用 79,000	
2		事業費	10,837,000	55,000	10,892,000			10,031,385	860,615	
	1	広報費	2,837,000	55,000	2,892,000			2,366,385	525,615	
		1 広報費	2,837,000	55,000	2,892,000			2,366,385	525,615	
						11 需用費	2,367,000	2,366,385	615	印刷製本費 2,366,385 予備費から充用 55,000
						13 委託料	525,000	0	525,000	
	2	調査研究費	8,000,000	0	8,000,000			7,665,000	335,000	
		1 調査研究費	8,000,000	0	8,000,000			7,665,000	335,000	
						13 委託料	8,000,000	7,665,000	335,000	新市建設計画策定業務 4,935,000 新市例規調製業務 2,100,000 アンケート対象者抽出等 630,000
3		予備費	500,000	498,000	2,000			0	2,000	
	1	予備費	500,000	498,000	2,000			0	2,000	
		1 予備費	500,000	498,000	2,000			0	2,000	
							2,000	0	2,000	1-1-1-1へ充用 43,000 1-1-2-11へ充用 400,000 2-1-1-11へ充用 55,000
		歳 出 合 計	16,200,000	0	16,200,000			14,043,604	2,156,396	

歳 入 合 計 16,199,037 円
 歳 出 合 計 14,043,604 円
 歳入差出引残高 2,155,433 円（次年度へ繰り越すものとする）

平成 1 5 年度渋川地区市町村任意合併協議会

歳入歳出決算監査報告書

平成 1 5 年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出決算について、監査を行ったところ、決算計数は関係帳簿と符合し、かつ正確であり、予算の執行も適正であると認めます。

平成 1 6 年 6 月 9 日

監査委員 田子 玲子

監査委員 阿久澤 明

報告第 2 4 号

議会の議員の定数等に関する小委員会報告

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

議会の議員の定数等に関する小委員会報告

渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程第11条の規定に基づき、議会の議員の定数等に関する小委員会について、次のとおり報告する。

平成16年6月30日

議会の議員の定数等に関する小委員会
委員長 宮下 宏

1 協議経過について

- (1) 第1回小委員会(H16.2.24)
- (2) 第2回小委員会(H16.3.23)
- (3) 第3回小委員会(H16.4.13)
- (4) 第4回小委員会(H16.5.10)
- (5) 小委員会・3号委員合同会議(H16.5.31)
- (6) 第5回小委員会(H16.6.26)

2 協議結果(中間報告)について

(1) 小委員会での確認事項

定数特例を適用するか、在任特例を適用するか、引き続き協議を行うこと。
仮に定数特例を適用する場合の議員の定数は、44人から50人程度とすること。

仮に在任特例を適用する場合の在任期間は、1年以内とすること。

特例期間終了後の新市の議員定数は、30人とし、選挙区は設置しないこと。

協議会へ中間報告を行い、協議会委員の意見を受け、再度、小委員会できりまとめを行うこと。

(2) 各市町村議会の意向

定数特例を適用する意見

2つの議会

< 内容 >

- ・ 特例を適用する議員定数：44人
- ・ 設置選挙の際の選挙区の設置：選挙区を設置する。
- ・ 選挙区の定数：基礎定数を3人とする意見、4人とする意見。

在任特例を適用する意見

4つの議会（うち、1議会については全体集約までには至っていない）

< 内容 >

- ・ 在任の期間：1年以内
- ・ 特例期間中の報酬：現行のとおりとする意見、渋川市と同額もしくはその他の基準で統一する意見。

《報告第24号 参考資料》

1 市町村の現況について

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合 計
議員定数							
法定	26	16	14	22	22	22	122
条例	22	14	10	16	16	16	94
現員	22	14	10	18	16	16	96
任 期	H15.4.30～ H19.4.29	H12.10.8～ H16.10.7	H15.2.7～ H19.2.6	H12.10.8～ H16.10.7	H13.9.1～ H17.8.31	H15.5.1～ H19.4.30	
人 口	48,761	4,077	2,140	11,961	12,555	10,301	89,795
現報酬額	137,247千円	44,159千円	25,851千円	54,363千円	63,988千円	64,057千円	389,665千円

子持村の条例定数は、次期一般選挙から適用 人口はH12国勢調査

2 議会の議員の定数と任期における一般原則と特例について

(1) 地方自治法及び公職選挙法の一般原則

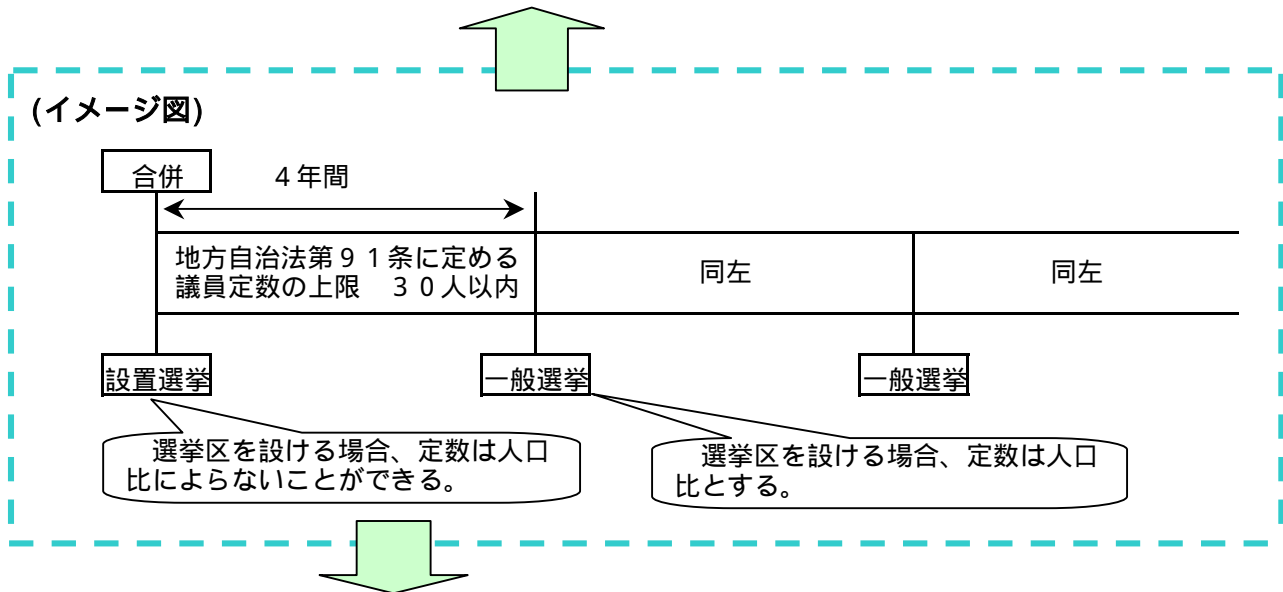
合併の前日で全議員は失職

合併後50日以内に新しく定められた定数に基づき議会の設置選挙を行う。

報酬の比較（渋川市の報酬額を基準とする。） (千円)

	1年	現行との差額
現在の6市町村の報酬の計	389,665	0
原則30人の場合	186,381	203,284

(イメージ図)



選挙区の定数例（設置選挙のみ）

		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
定数 30	基礎定数1 + 人口割	14	2	2	4	4	4
	基礎定数2 + 人口割	12	3	2	4	5	4
	基礎定数3 + 人口割	10	3	3	5	5	4

(2)定数特例（特例法第6条第1項）

合併の前日で全議員は失職

合併後50日以内に新市の法定数の2倍以内で定めた定数に基づき議会の設置選挙を行う。

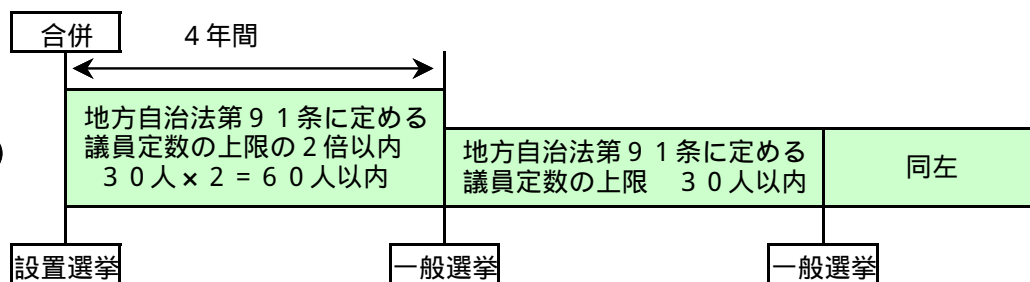
任期は、設置選挙により選出される議員の任期相当期間

選挙区の定数例（設置選挙のみ）

		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
定数 40	基礎定数1+人口割	19	3	2	5	6	5
	基礎定数2+人口割	17	3	3	6	6	5
	基礎定数3+人口割	15	4	4	6	6	5
	基礎定数4+人口割	13	5	4	6	6	6
定数 44	基礎定数1+人口割	22	3	2	6	6	5
	基礎定数2+人口割	19	3	3	6	7	6
	基礎定数3+人口割	17	4	4	6	7	6
	基礎定数4+人口割	15	5	4	7	7	6
定数 50	基礎定数2+人口割	23	4	3	7	7	6
	基礎定数3+人口割	20	4	4	7	8	7
	基礎定数4+人口割	18	5	5	7	8	7
	基礎定数5+人口割	16	6	5	8	8	7
定数 60	基礎定数2+人口割	28	4	3	8	9	8
	基礎定数3+人口割	26	5	4	8	9	8
	基礎定数4+人口割	23	6	5	9	9	8
	基礎定数5+人口割	21	6	6	9	9	9

合併後、50日以内に60人以内で定めた定数で選挙。
選挙区を設ける場合、定数は人口比によらないこと
ができる。

(イメージ図)



議員定数は、30人以下で定めた数まで減少。
選挙区を設ける場合、定数は人口比とする。

選挙区の定数（30人の場合）

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
原則（人口割）	16	1	1	4	4	4	30

報酬の比較（渋川市の報酬額を基準とする。）

（千円）

	1年	との差額	原則との差額
現在の6市町村の報酬の計	389,665	0	203,284
原則30人の場合	186,381	203,284	0
定数40人の場合	247,797	141,868	61,416
定数44人の場合	272,363	117,302	85,982
定数50人の場合	309,213	80,452	122,832
定数60人の場合	370,629	19,036	184,248

(3)在任特例（特例法第7条第1項）

合併後2年以内の範囲で合併関係市町村が協議によって定める期間、旧市町村の全議員が在任する。

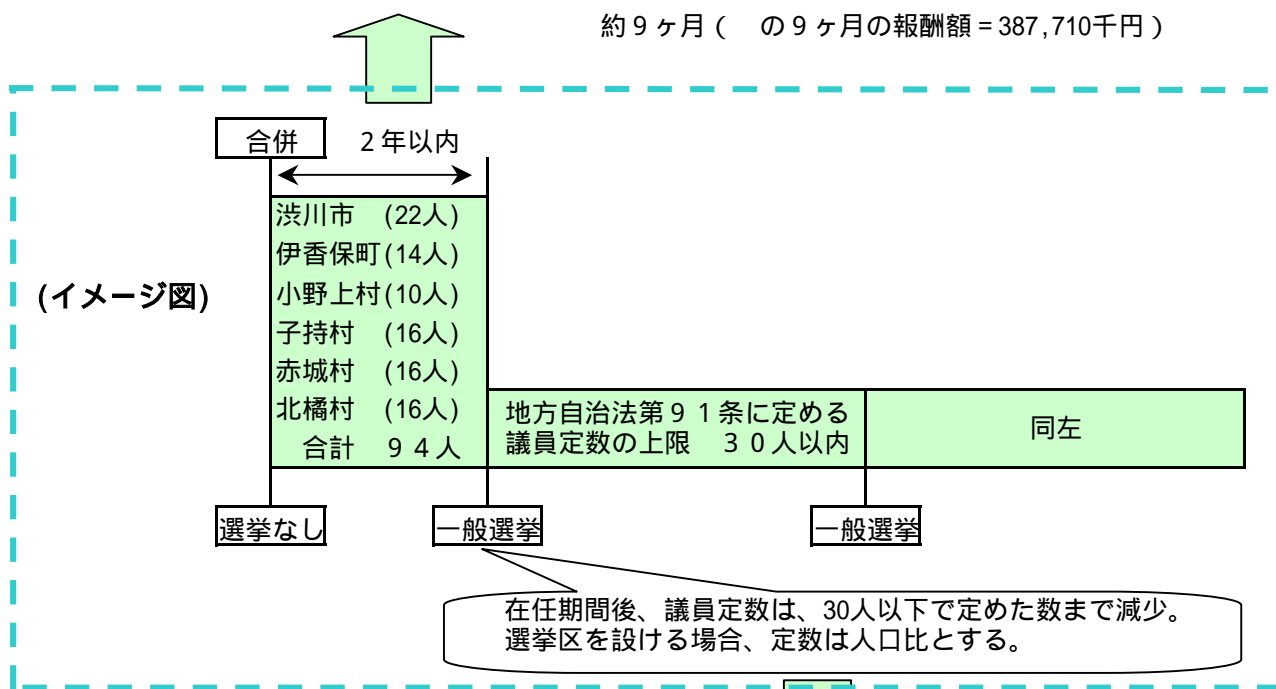
報酬の比較

在任特例を採用した場合に、現在の議員報酬総額を上回らないためには、

- (1) 報酬を現在の各市町村の報酬とする
- (2) 報酬を渋川市の報酬とし、在任期間を考慮する。

	1年	原則との差
現6市町村の報酬の計	389,665	203,284
渋川市の報酬に合わせた場合	579,443	393,062
渋川市の報酬額で原則30人の場合	186,381	-

の場合、の1年分の報酬額と同額となる在任期間は約9ヶ月（の9ヶ月の報酬額 = 387,710千円）



選挙区の定数（30人の場合）

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
原則（人口割）	16	1	1	4	4	4	30

3 県内の協議会における決定状況

	前橋市	伊勢崎市	太田市
合併の方式	編入	新設	新設
特例の方式	在任特例（88人）	在任特例（84人）	在任特例（78人）
合併期日	平成16年12月5日	平成17年1月1日	平成17年3月28日
在任期間	平成17年2月22日（3ヶ月）	平成18年4月30日（1年4ヶ月）	平成19年3月27日（2年）
合併後の定数	46人	34人	38人
選挙区	旧市町村ごとに設置	設けない	設けない
報酬額	議会に一任の結果は、「現前橋市の報酬額とする。」に決定。市長は、報酬審議会に諮問すべきとして、現在、協議中（新聞報道による。）	現伊勢崎市の報酬額とする。（合併後、再検討の予定）	2段階方式（3町分を町村で最高の大泉町、11市最低の沼田市を下回らない額で検討中）

報告第 2 5 号

農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告

渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程第11条の規定に基づき、農業委員会の委員の定数等に関する小委員会について、次のとおり報告する。

平成16年6月30日

農業委員会の委員の定数等に関する小委員会
委員長 小林 雅夫

1 協議経過について

- (1)第1回小委員会(H16.3.30)
- (2)第2回小委員会(H16.4.14)
- (3)第3回小委員会(H16.5.12)
- (4)第4回小委員会(H16.5.31)
- (5)第5回小委員会(H16.6.19)

2 協議結果(中間報告)について

(1)小委員会での確認事項

新市における選挙による委員定数は、30人とすること。

在任特例終了後、または統合にあたっては、選挙区を設置することとし、その組み合わせは「渋川・伊香保・小野上、子持、赤城、北橘」と「渋川・伊香保、小野上・子持、赤城、北橘」との2案について検討すること。

農委法第34条を適用した場合でも、合併後1年を目途に1つの委員会に統合すること。

今後の協議は、以上のことを前提に協議すること。

協議会へ中間報告を行い、協議会委員の意見を聞き、各委員会へ持ち帰り、再度、小委員会でとりまとめを行うこと。

(2) 各農業委員会の意見集約概要

在任特例（合併特例法第 8 条第 1 項）を適用する意見

3 つの農業委員会

< 内容 >

- ・ 特例を受ける委員の数：30 人及び 80 人とする意見に分かれる
- ・ 在任の期間：1 年間
- ・ 在任特例後の委員の数：30 人
- ・ 在任特例後の選挙区：設置する

農業委員会等に関する法律第 34 条を適用する意見

3 つの農業委員会

< 内容 >

- ・ 統合の目途：合併後 1 年以内
- ・ 新市で統合後の委員の数：30 人
- ・ 新市で統合後の選挙区：設置する

《報告第 2 5 号 参考資料》

1 市町村の現況について

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
委員定数	選挙	10	10	16	16	16	88
	選任	4	1	2	3	5	19
任期	H14.7.20～ H17.7.19	H14.7.20～ H17.7.19	H14.7.20～ H17.7.19	H14.10.17～ H17.10.16	H14.7.20～ H17.7.19	H14.7.20～ H17.7.19	
農家戸数	967	41	250	662	1,037	756	3,713
農地面積	558ha	16ha	135ha	653ha	898ha	617ha	2,877ha
報酬年額	7,521千円	1,299千円	1,853千円	3,360千円	4,902千円	4,715千円	23,650千円

(農家戸数・農地面積：2000年農業センサス)

2 農業委員会の設置数について

- (1) 原則・・・1市町村に1つの農業委員会を置く。
 (2) 特例・・・以下の要件を満たす場合に複数の委員会を置くことができる。

農業委員会等に関する法律施行令第1条の3(抜粋)
 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

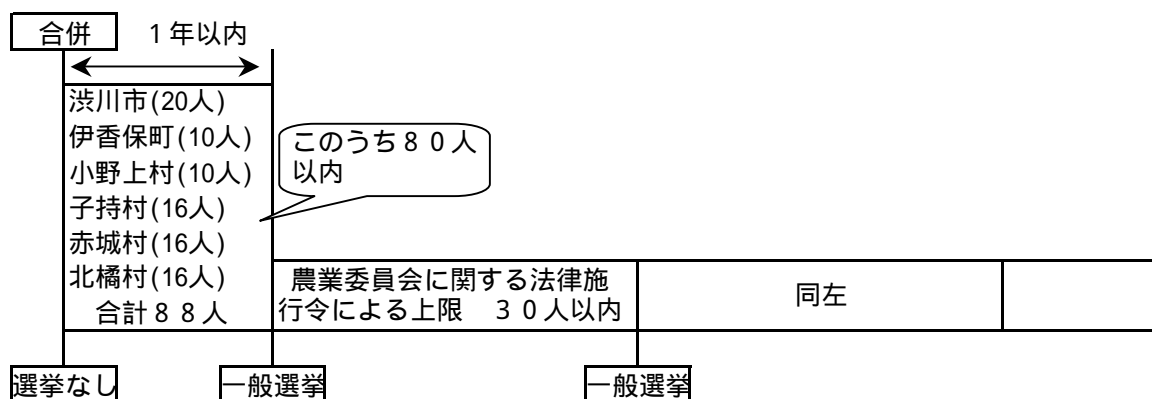
渋川地区の場合 区域内面積 24,042ha
 農地面積 2,877ha } 2つ以上の委員会設置が可能

3 農業委員会の委員の定数等に係る一般原則と特例について

- (1) 1つの農業委員会を置く場合の一般原則
 合併の前日で全委員は失職。
 合併の日から50日以内に新しく定められた定数に基づき設置選挙を行う。



- (2) 1つの農業委員会を置く場合の在任特例(特例法第8条)
 合併関係市町村が協議により、10人から80人の範囲で定めた数の者に限り、合併後1年以内の範囲で引き続き農業委員会の選挙による委員として在任できる。



(3) 複数の農業委員会を置く場合の一般原則

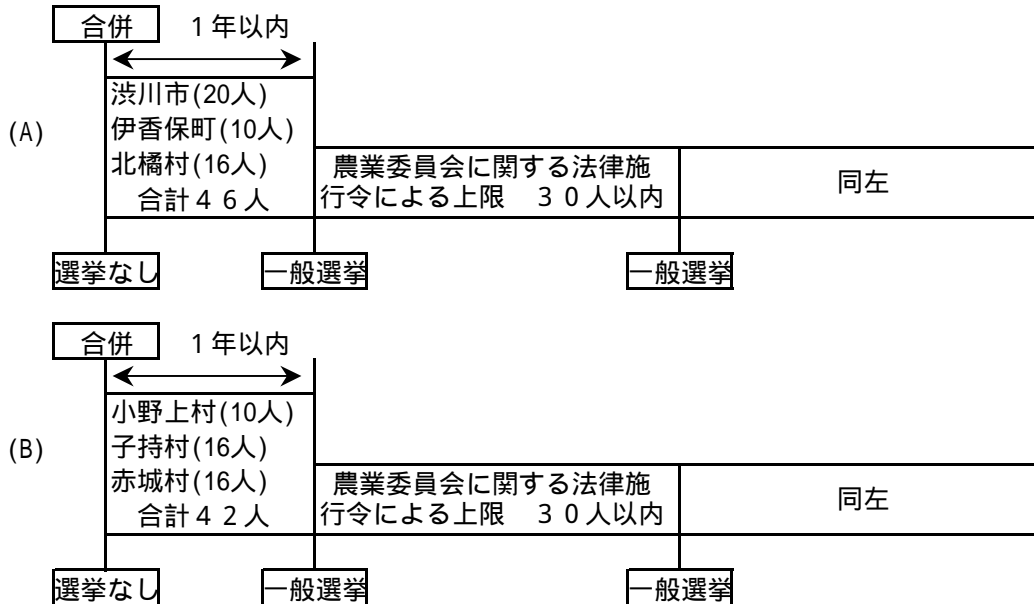
合併の前日で全委員は失職。

それぞれの委員会ごとに、合併の日から50日以内に新しく定められた定数に基づき設置選挙を行う。



(4) 複数の農業委員会を置く場合の在任特例の1例（特例法第8条）

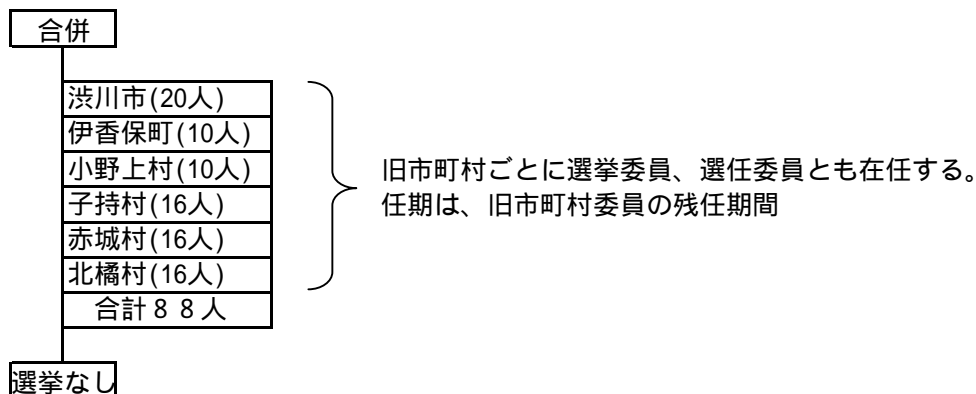
合併関係市町村が協議により、10人から80人の範囲で定めた数の者に限り、合併後1年以内の範囲で引き続き農業委員会の選挙による委員として在任できる。



(5) 合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を置く場合の特例（農委法第34条）

従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することとができる。

（農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続する。）



4 選挙区について

(1) 選挙区設置の基準（農業委員会等に関する法律施行令第5条）

	農地面積		基準農業者数
各選挙区の区域	500 ha以上	または	600 以上

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	合計
農地面積 (ha)	558	16	135	653	898	617	2,877
基準農業者数(戸)	967	41	250	662	1,037	756	3,713
選挙人名簿登録者数	2,985	136	733	1,901	3,943	2,165	11,863

(H15.4.1現在)

このことから、伊香保町・小野上村は単独では、選挙区設置の基準に満たない。

(2) 選挙区の定数（農業委員会等に関する法律第10条の2第3項）

各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

選挙区の組み合わせと各選挙区の委員定数の例（委員定数30人として試算）

1例	渋川・伊香保・北橘	小野上・子持・赤城			合計
農地面積 (ha)	1,191	1,686			2,877
基準農業者数(戸)	1,764	1,949			3,713
選挙人名簿登録者数	5,286	6,577			11,863
選挙区の定数	13	17			30

2例	渋川・伊香保	小野上・子持	赤城・北橘		合計
農地面積 (ha)	574	788	1,515		2,877
基準農業者数(戸)	1,008	912	1,793		3,713
選挙人名簿登録者数	3,121	2,634	6,108		11,863
選挙区の定数	8	7	15		30

3例	渋川・伊香保	小野上・子持	赤城	北橘	合計
農地面積 (ha)	574	788	898	617	2,877
基準農業者数(戸)	1,008	912	1,037	756	3,713
選挙人名簿登録者数	3,121	2,634	3,943	2,165	11,863
選挙区の定数	8	7	10	5	30

4例	渋川・伊香保・小野上	子持	赤城	北橘	合計
農地面積 (ha)	709	653	898	617	2,877
基準農業者数(戸)	1,258	662	1,037	756	3,713
選挙人名簿登録者数	3,854	1,901	3,943	2,165	11,863
選挙区の定数	10	5	10	5	30

報告第26号

新市建設計画（案）報告

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成16年6月30日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

議案第 5 2 号

平成 1 6 年度渋川地区市町村任意合併協議会歳入歳出補正予算

渋川地区市町村任意合併協議会平成 1 6 年度歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次表による。

平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

平成16年度 歳入歳出補正予算

歳入

(単位:千円)

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
3	繰越金		100	2,055	2,155			
	1	繰越金	100	2,055	2,155			
		1	繰越金	100	2,055		2,055	
						1	前年度繰越金	前年度繰越金
	合	計	17,400	2,055	19,455			

歳出

(単位:千円)

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2	事業費		10,195	2,055	12,250			
	1	広報費	4,210	1,155	5,365			
		1	広報費	4,210	1,155		1,155	
						11	需用費	印刷製本費
	2	調査研究費	5,985	900	6,885			
		1	調査研究費	5,985	900		900	
						13	委託料	電算業務一元化調査費
	合	計	17,400	2,055	19,455			

5 その他

(1) 市町村合併住民説明会の結果報告

(2) 次回会議の協議項目について

協議項目 5 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること

定数や任期に関して合併特例法の特例措置を適用するかどうか、又、適用する場合は、その方法を協議します。さらに、新市の議会の定数を協議します。

協議項目 6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること

定数や任期に関して合併特例法及び農業委員会等に関する法律の特例措置を適用するかどうか、又、適用する場合は、その方法を協議します。

協議項目 9 地域審議会の取扱いに関すること

合併特例法に規定された地域審議会を設置するか否か、設置する場合は、その組織、設置期間等を協議会で協議することになります。

協議項目 16 一部事務組合等の取扱いに関すること

合併が行われた場合は、市町村の法人格が、編入する市町村以外は消滅するため、広域消防、医療、交通災害共済事務などの広域行政事務について、その取扱いを協議会で協議することになります。

(3) 次回会議日程について

日 時 平成16年7月27日(火) 午後2時～

場 所 渋川市民会館 小ホール

(4) その他